

1. Perinatal Positive Parenting Program (PPP運動) についての研究

囑託研究員 尾木 まり

はじめに

初めての子供の誕生とそれに続く生活は一生のうちにおこる出来事の中でも、最も楽しく、希望に満ちた経験の一つであるはずだ。しかし、成人するまで、子どもと接したり、育児について学んだりすることがなかった若いカップルにとって初めての子供の誕生は、時として、“予期しない危機”に彼らを追い込むものになりかねない。

子どもを産み、育てるという行動は、何世代か前なら、学ぼうとせずとも、人間の能力として、或いは、家族の一員であるものとして自然に身につけていくものであると思われていたし、育児に関して起こる昨今の社会問題のようなものもあまりなかった。しかし、現在の小さく可動的な核家族で育った世代が親となるためには、子どもの発達のプロセスやその発達を促進するシステムとしての家族の役割を多く学ばなければならない。この状況は、アメリカも日本と同じで、親としての役割に適應できるように、スムーズに子育てができるように、又、良い親子関係が結べるようにと、“初めて親となる人、初めて親となった人のための援助、指導”が、各分野で研究されている。

ここで紹介する Perinatal Positive Parenting Program (以下 PPP 運動と記す) は、様々な研究の中でも、専門家から個人へという指導、援助ではなく、訓練を受けた親から親へ情報を与えたり、援助することにより、親としての自信や子どもの発達に対する正しい理解と期待を持たせ、親になったばかりの数日間、数週間うちに援助ネットワークを提供し、孤立化傾向のある現代の親たちの横のつながりを助長することに特長がある。

プログラムの概要

PPP運動は、米国ミシガン州立大学、INSTITUTE

FOR FAMILY & CHILD STUDYに於て、ロバート・ボーガー氏(Ph.D.)を主任指導者として開発されたプログラムである。

I 目的

このプログラムの目的は、初めて親になった人達に、以下の事を提供する。

- 1) 訓練を受けたボランティアの親によって、親としての役割や親子関係を発展させていくための援助をする。
- 2) 新生児の発育、発達や能力についての情報を与える。
- 3) 育児に必要なテクニックの修得を援助する。
- 4) 子の誕生によって起こりうる親自身、あるいは夫婦関係の変化、又、この期間に夫婦相互に感情的な援助が必要であることなどについての情報を与える。
- 5) 育児や、子と共に積極的な経験を楽しむために役立つ親子のやりとり、おもちゃ、道具などを紹介する。
- 6) 同じニーズや関心事を持つ他の親たちと接する機会を与える。

II 基本概念

この目的を遂行するための基本的な概念として以下の事があげられている。

- 1) 親子関係は相互交通的である。
親としての行動の発達は、世代を越えて、親と子によって繰り返される相互交通的な体験の積み重ねである。親は子に、子は親に影響を与え、それぞれの相互作用的な経験は、すべて将来の親子の相互作用の基礎となるものである。つまり、親としての自信と能力は、自身が子どもであったときに、親との間に経験した愛と信頼の相互交渉を土台にして始まっている。この関

係が子供時代に出来ていない場合は、後に親としての役割を効果的に果たすことが難しくなる。

2) 親であることの全体像の理解。

親としての行動は、時間がたてば発達したり、親のある一部分の要素の結果ではなく、家族機能の中のメンバーや環境などの総合的な相互作用の結果である。ある知識や技術を持っている事が親としての出来事を高めはするが、子どもと共に過ごす時間の質や、継続していく関係の全体的な質が、基本的に重要である。

3) それぞれの家族は独自である。

親も子もそれぞれ独自の人間である。ある人によって良かった育児法が、誰にとっても良い訳ではない。親の自信と首尾一貫性は大切である。親の自信を励ますことは、親子に長く続く大きな効果をもたらすことになる。

4) 家族の長所に応じて行なう。

5) タイミングの重要性。

親へのサポートや情報が与えられるべき最も重要な時は、第一子誕生のころである。Salk (1975) によると、第一子誕生後の親は、正否を問わず、『子どもの役に立つ』と親が感じたら、与えられる情報は何でも受け入れる。“レディネス”のできた時期に、親たちに情報や援助を与えることによる利点は、PPP運動の重要な視点である。

6) 親から親へのサポート

PPP運動の基礎は、初めての親と経験あるボランティアの親との間に作り上げられるケアと信頼に満ちた関係である。ボランティアが、病院や家庭やサポートグループで、新しい親たちに提供する指導は、PPP運動の核心となるものである。

ボランティアは、プログラムに入る前に、審査を受け、選ばれたボランティアは、その役割を明確にする訓練を受ける。ボランティアの責任は、総括的な訓練プログラムを通じて明確に定義されており、訓練後も、注意深い監視や、個人指導が研究スタッフによって行なわれている。

III 実施内容

病院内での面談

初めて親になった人達が、子どもについて興味を持ち、学びたいという“レディネス”が高まるのは、分娩後数日間の、分娩の疲れから開放され、子どもの事に目が行くようになる時期であろう。この時期にボランティアの親が病室を訪れ、子どもに関するビデオを見せたり、母

乳栄養や子どもの発達についての情報が満載された印刷物を渡す。この短い時間内に、ボランティアと初めての親たちが、後々まで続く信頼関係を築くことができるのは、ボランティアも又、同じ悩みや関心事を持つ親であったことにもよる。

家庭訪問

退院後は、電話で連絡のうえ、通常分娩後1～4週間間に家庭訪問が行なわれている。この時期は、親族や友人からの援助も終わりがけている時期で、新しい情報を得るための“レディネス”が高まっている時期でもある。子を迎えて何週か過ぎた後、親にとってより身近になった育児に関する悩みや不安に答える情報を与え、家庭的な雰囲気の中で、子どもとの新しい生活の喜びやフラストレーションをわかちあうことができる。

同輩の親たちとのサポートグループ

分娩後4～8週間間に、初めての親たちは、サポートグループのメンバーとなる。ここで、同じ地域に住む他の初めての親たちと出会い、子育てをしている間、寂しさや疎外感を持たずにすむ。又、育児に関する話題の中から、メンバーの関心にあわせて、公開討論が催される。このサポートグループは、ボランティアによって助けられてはいるが、ボランティアに率いられているのではなく、その主体はメンバーたる初めての親たちである。

IV 評価

PPP運動の初めてのデモンストレーションは、ミシガン州ローヤルオークにあるウィリアム・ビューモント病院で行なわれた。この病院附属の研究所の協力を得て、27歳以上と23歳以下のPPP運動経験者と、非経験者のフォローアップ研究が行なわれた。

CaldwellのH.O.M.E.インベントリー（環境測定のための家庭観察）の結果¹⁾では、PPP家族は対象群より良い母親との関わり(P=0.01)を示し、又、親子のやりとりのタイムサンプルでも対象群の母より、PPP家族の方がより多くやりとりしていることがわかった。

又、このプログラムの効果は、27歳以上の母親より、23歳以下の母親より大きく表われていた。年齢的な効果は至る所で言われているが、年長の母は、若い母に比べて、より積極的な養育態度をとろうとする。

PPP運動は、1984年にヒューストン児童虐待・怠慢防止委員会のドナ・ストーン・プライマリー・プリベンション賞を受賞した。

V 今後のPPP運動

一般的なプログラムに加えて、思春期の親のためのPPP運動、思春期の母と祖母とのチームのためのPPP運動、NICU看護の必要な未熟児を持つ親のためのPPP運動、発達障害児を持つ親のためのPPP運動、父親のためのPPP運動など、それぞれのグループの持つ特殊性に焦点を当てたユニークなプログラムが開発され、そのデモンストレーションが各地の病院を舞台に展開されている。

VI おわりに

はじめにも述べたように、“初めて親となる人、初めて親となった人”のためのプログラムは多くある。しかし、その中でも、このプログラムが良いと思われるのは、次の4点においてである。

1. 家族単位で個別に必要な情報を与え、援助する。
2. 分娩後すぐから、1～2カ月の間に行なわれる。
3. 親から親へのサポートシステム。サポートされた親は、又、初めての親をサポートする。
4. 地域社会の親同志のネットワークを作る。

その理由を昨年度の総合母子保健センター保健指導部における赤ちゃんの栄養法、養護法のアンケート調査結果と照らし合せて考えてみると、以下の事が言えるであろう。

1. 集団指導では、個人の要求レベルに応じた指導はできない。
2. 実際に子どもを目の前にする以前(例、母親学級)や、自分で子どもの世話をする以前(例、退院指導)の指導は、親に実感がないだけに、あまり効果的ではない。
3. 退院後、約半数が自宅に帰っており、そのうち祖母の手伝いなどの援助を受けられない人も増えているはずで、困った時にいつでも受け入れてもらえる相談相手がいることが望ましい。
4. 同じ病院で分娩した人を対象としているので、提

供する情報は、病院の理念にそって統一することができる。

5. ボランティアの親は一定の訓練を受けており、絶えず研究スタッフの監視を受けているので、ボランティアの親の個人的な判断や考え方が押し付けられる心配はなく、専門家とのコンタクトも取りやすい。
6. 親同志で子どもや、育児について話し合う機会を持つことにより、受け手でありがちの親が積極的に子どもや育児について考える機会を得る。

ボランティア活動は、日本では一部の人の間にしか定着していない。又、社会全体に、『自分の事で精一杯、自分さえ良ければ、他人の事はおかまいなし』という風潮がある。ボランティアという言葉に、何か特別の概念を抱く人もいるかもしれないが、昔の地域社会の持つ“助け、助けられ”の良さを復活させるためには、専門家の意図的な手助けが必要な時代になったのだと考えさせられる。

この論文を書くにあたっては、主として、

Robert Boger & Ruben Kurnetz : Perinatal Positive Parenting ; Hospital - Based Parenting Support for First-Time Parents, Pediatric Basics #41, Gerber
及び、Robert Boger : Perinatal Positive Parenting, A Program Summary; Michigan State University, Institute for Family and Child Study, 1986

を参考にした。

参 考 文 献

- 1) Caldwell, B. & Hersher, L.: Mother-Infant Interaction During the First Year of Life, Merrill-Parmer Quarterly, 10, (1964)
- 2) 斎藤幸子, 他: 総合母子保健センター保健指導部における赤ちゃんの栄養法, 養護法のアンケート調査結果, 日本総合愛育研究所紀要, 第22集 (1986)

2. 日本の父親の歴史の変遷（その1）

一文献における奈良～室町時代の父親像一

嘱託研究員 窪 龍子（和泉短期大学）
研究第2部 斉藤 幸子
共同研究者 高野 陽（国立公衆衛生院）

1. はじめに

我々の過去の調査において、現代の父親は祖父の時代に比べて、「厳しい父親」は減少したが、祖父の時代にも「優しい父親」が存在していたことがわかった¹⁾。

「日本の思想・文化は、アマテラスの時代から、母性原理が優位であった」といわれている^{2) 3) 4)}。現代の父親を知るためには、歴史的に日本の父親を明らかにする必要に迫られた。そこで、まず奈良時代から室町時代の父親像を、文献を通してさぐってみた。

2. 奈良・平安時代（710～1185）の父親^{5) 6) 15)}

(1) 貴族社会の父親

6世紀に大陸から伝わった儒教、仏教、律令の根本思想は君に忠・親に孝の儒教道徳であった。日本の律令においては、母親にも孝を求める比重が中国のものより大きかったものの、中央集権化が進むと、女帝は姿を消し、家父長専制制度が強められていった。

貴族社会では、男児は父の氏を継ぎ、蔭位によって父親の地位を継承するか、仏門に入り高僧となるかして、権力者に育てられた。女兒は、入内して天皇や関白の寵愛を受けるよう望まれ、その女兒がやがて男児を産むことを期待されたのである。父親がそれによって、院政を行い政權を握ることを望んだためである。「栄花物語（1034）」や「紫式部日記（1010）」には、藤原一族のその類の話が多い。また、一条大臣為光は、数ある娘の中で、最も美しい姫だけを慈しんだという。

一夫多妻で、妻間婚であったために、子どもは母親のもとで育ち、母親との結びつきは大変強いものであった（「続日本後記（855～869）」「日本三代実録（892～901）」「蜻蛉日記（～974）」「成尋阿闍梨母集（1071～）」が、父子の普段の接触は多くなかった。

8世紀前半、万葉集に「子等を思ふ歌」⁸⁾を残した山上憶良は、子煩悩の父親として有名である。紀貫之の「土佐日記（935）」は、土佐で亡くした女兒を追慕する歌であふれ⁹⁾、藤原兼輔は後撰和歌集（951）で「人の親の心は闇にあらねども子を思ふ故にまどいぬるかな」と歌っている。藤原実資は、1011年頃55歳の時にもうけた女兒を溺愛した（「大鏡（1122）」「栄花物語（1034）」）。

父性原理の性格をもつ律令国家にあっては、直接子どもを厳しく教育することはなくても、河合²⁾がいうように「(出世に役立つ) 良い子だけが我が子」と考える父親のほうが一般的であったと思われる。その一方で、「我が子はすべて良い子」という母性原理にたつ憶良のような父親も存在したのである。

(2) 奈良、平安時代の庶民の父親

721年には、嫡子制度が庶民のレベルにまで浸透していたことが、現存する戸籍簿によってわかる。この時代、政治は乱れ、課役徴収は厳しく大飢饉や疫病のため庶民は生きていくことさえ困難で、子女売買が広く行われたり、戸主が債務奴隷、逃亡者、浮浪者となって、一家離散、父子流離も珍しくなかった。7歳以前の子供を「神」扱いにする民族信仰によって、貧しさゆえの子殺しや捨子に対して、親は心の安まるよすがを得たという。

時の支配者は、民衆に「孝道」を説き、あくまでも父母や祖父母に従い敬うことを強要した。戦乱時に捨子や浮浪児があると、貴族が拾って養子にしたが、「親子の道をなさしむ」として「孝」を強要し、奴婢に近い直属の労働力として使ったのである「続日本紀（794～797）」。

「日本靈異記（826）」は、仏教に基づく因果応報の話が主流である。上巻第9話では、嬰兒を驚にさらわれたが、後に父子がめぐりあう話があって「父子の縁が深い」ことを説いている。借財があるまま死ぬと地獄へ落ちたり牛に生まれ代ったりする話や、父親の罪を息子がつぐなう話、また息子の稲を借りて返さない母親の貸借関係をめぐるトラブル話¹⁰⁾は、当時の家父長制度や各個人

に班給された口分田制度等、厳しい現実の生活が、親子間の自然な愛情まで喪失させたものと推測せられる。山上憶良の「貧窮問答の歌」⁶⁾によっても、当時の庶民の悲惨な状況がわかる。

「今昔物語集(1111)」¹¹⁾の巻31・第5話は、10世紀半ば、下級官吏の宗岡高助が、自分はみすぼらしい格好をしても、娘二人には贅沢三昧をさせ、高位の貴族と結婚させようとするが果たせない話である。また巻29・第11話は、ある父親が、息子が7,8歳の時に自分がしまっておいた瓜を盗んで食べたことから勘当し、町内の長老を集めてその証人になってもらった。後年その息子が成人して盗みをしたが、父親はその時の証文を見せて、罪が一族に波及するのを防いだ。物語は、親が子を愛することは、何ものにも例えようがないが、その父親は早くにその子の本性を見抜き、勘当したのは大変賢いことであったと誉めている。また巻29・第29話は、母親が山中で赤ん坊を人質にして乞食から逃げ出し、出会った武者と共に引き返してみると、赤ん坊は引き裂かれていた。子どものことは悲しいが、こうして操を守ったことは立派であったと武者が誉めたという話である。

封建社会の中では、庶民の親もまた「良い子だけが我が子」という精神構造を持たざるをえなかったのである。その一方で、万葉集には、防人が任地に赴くとき、率直に子どもを思って、歌った歌が残されており⁸⁾、母性原理に基づく父親もいたと思われる。

3. 鎌倉、室町時代(1184~1568)の父親^{6) 7) 15)}

(1) 武士の父親

武家社会では、主君に忠節を尽くすために、武勇を尊び、死を軽んじ、質素儉約を旨とした。鎌倉幕府の公的記録書である「吾妻鏡」の1192年の条に「凡そ武略の家に生まれ、弓箭に携はるの習は、身を殺すことを痛まず、偏に死を至さんことを思ふは、勇士の執る所也。此れ則ち布諾に乖かず、芳契を忘れざる謂也。」とあるように、武士の毎日は武芸(主に弓馬)修練に明け暮れた。「世鏡抄・上、第14・武家法礼之事」にも、「百事の芸能ありとも弓箭の閑たらば、无能第一の者」とあり、伊勢貞親(1397-1473)の「伊勢貞親教訓」、新田義貞(1301-1338)の「新田左中将義貞教訓書」にも同様のことが書かれている。彼等の精神生活を支えたのは、父性原理に基づく仏教であった。1232年に制定された「御成敗式目」の第一条にも「神仏に対する崇敬」をあげている。

武家社会では、家長の権限は絶対であり、子どもに対する父親の支配は絶大であった。子は親に従うべきもの

とされ、平重時(1191-1261)家訓には、「おやのけんくんをば、かりそめなりともたがへ給ふべからず。いかなる人のおやにてもあれ、わが子わろかれとおもふ人やあるべきなれども、これをもちひる人の子はまれなり。心を返し目をふさぎて、能々あんずべし。」とある。親の命に反する子は、親子関係を絶縁された。「曾我物語(1340)」がもてはやされ、子が親の仇を討つことが賛美された。

武芸の次には、名を惜しむ心(名誉・家名を重んずる心)が要求された。「保元物語(1185)」の中で、源為朝は「大將軍の前にては、親死に子撃たるれども願ず、弥か上に死に重なって戦ふのが、坂東武者の習」といっている。「世鏡抄・下・第25・親子大法之事」には、親の教え方が記されており、父・祖父は子を言葉や家訓をもって厳しく訓戒し、名実ともに一人前の武士に育てたのである。この時代の武士は、何時、戦に駆り出され、命を落すか分からなかったからこそ、父性原理に立つ厳しい父親として典型的な姿を示していたと思われる。その一方で「方丈記(1211)」には大地震で6.7歳の子どもを亡くした武士が、声をあげて嘆くようすが描かれている。

(2) 庶民の父親

庶民の多くは、農民で、相変わらず貧しい生活であった。「安寿と厨子王」の話に象徴されるように、人身売買が絶えず、疫病の流行や課役も厳しかったが、村々では農業技術の改善が行われたり、寄合制度や百姓請など、自治体制を整えていった。一方、徐々に工芸や商業が発達し、農業から独立する者も出始めた。室町時代には、商業が盛え、外国との交易も行われた。仏教も広まり、庶民の間でも教育熱が高まった。「庶軒日録」では、父親が息子の教育にあたっているし、狂言「伊呂波」は、父親が息子に、いろはを教える話である。「世鏡抄」には、「たとひ貧卑・孤独の子也とも、少も志を捨てず。福貴・有力の旦那の子よりも忝く思て万事を教えよ」とあり、貧しい子どもも、寺で教育を受ける機会があった。

庶民の間でも、家父長制度は強いもので、無住の「沙石集(1283)」に「夫は妻子を育む」とあるように、妻は夫に従い、夫が離婚権をもち、娘の婚姻には親の許しを必要とした。全責任と権限を持った父親が死んだり、蒸発したりすると、たちまち母子は路頭に迷うこととなった。狂言「水掛罌」では、田の水をめぐって、舅と罌が争う話だが、娘が最後には夫についたために、父親が「やいやい、親をこのような目にあわせて、たちがよくない横着者めが」と二人を追っていく話¹³⁾である。これは、当時の父親の権力が強かったからこそ、笑いものにしたものと思われる。「御伽草子(1555頃)」¹⁴⁾の中の「横

笛さうし」では、主人公が父親と恋人の板挟みになって、どちらも裏切れないために、ついに出家する。「文正さうし」は、主人公の文正が、鹿島大明神に祈願して子を得るが、二回とも女兒だったのに腹を立て、女房に出ていけとどなるが、女の子であれば、玉の輿にも乗れるからと回りの者になだめられ、それが実現する話である。「鉢かずき」は、母親が亡くなる時にかぶせた鉢が頭からとれなくなって、父親は「かたわになって」と嘆くが、継母のいうままに、娘を家から追い出してしまう。「一寸法師」は、翁と媼が、住吉大明神に祈願して子を得るが、12, 3歳になっても背丈は一寸しかない。二人が「化物同様のある子をどこかへやっしまおう」といっているのを、法師が聞いて家出するのである。男の子が導かれ、健常でない子どもは親からも捨てられたものと思われる。

4. 要約

「父親は社会的存在である」といわれる。日本の父親もまたその時代の社会制度を反映している。

支配者層であった奈良・平安時代の貴族は、一族の繁栄と安泰を図り、子どももそのために存在させられた。鎌倉時代の武士の社会になると、常に戦があり、一門を存続させるために、父親は子どもを厳しく教育し、父性原理に基づく典型的な父親像を示した。他方、庶民層では、時の支配者の「教え」に応じた親子関係を作りあげていった。

その一方で、支配者層でも庶民層でも、率直に父性愛を表現する父親が、奈良時代から脈々と存在し続けているのである。

〈参考・引用文献〉

- 1) 窪, 斉藤, 高野「父親の育児に関する認識と実践について (第3報)」日本総合愛育研究所紀要第20集 1984
- 2) 河合隼雄他「母なるもの」二玄社 1977
- 3) 松本滋「父性的宗教母性的宗教」東京大学出版会 1987
- 4) 馬場謙一他編「父親の深層」有斐閣 1984
- 5) 久木幸男編「日本子どもの歴史1」第一法規 1977
- 6) 結城陸郎編「日本子どもの歴史2」第一法規 1977
- 7) 脇田晴子編「母性を問う(上)」人文書院 1985
- 8) 山本謙吉編「日本詩歌集」平凡社 1959
- 9) 三谷栄一訳注「土佐日記」角川文庫 1960
- 10) 武田祐吉校註「日本靈異記」朝日新聞社 1950
- 11) 佐藤謙三校註「今昔物語集・本朝世俗部・上下巻」角川文庫 1960
- 12) 梁瀬一雄訳注「方丈記」角川文庫 1967
- 13) もろさわようこ「わわしい女たち」三省堂 1972
- 14) 市古貞次校註「御伽草子・上下」岩波文庫 1985, 1986
- 15) 児玉幸多編「日本の歴史・別巻5」中央公論社 1967

3. 母乳哺育からみた母性意識

嘱託研究員 高野 陽 (国立公衆衛生院)
 共同研究者 鈴木 洋 (愛育病院)
 研究第2部 斉藤 幸子
 特別研究員 宮崎 叶

富山群) 受診者181件で、回収率は92.4%である。

I 研究目的

母乳に関する研究は、多角的に行うことができる。例えば、栄養学的、免疫学的視点はいうに及ばず、心理学的、社会学的視点からの検討も多くなされており、多くの領域の研究者の興味を引く「材料」であることは否定できない。特に、近年、母子関係の研究が盛んであるが、母乳哺育に対しても、この視点からも追究されている。我々も、「父性・母性」に関するプロジェクト研究のなかで、母乳哺育に視点をあて、母乳哺育と母性意識との関連について検討を加えることにした。

今日のように、医療機関において妊産婦及び新生児が管理されることが多い時代では、母乳確立等母乳に関する指導や処置が、母性意識の形成またはその発達に、いかなる影響を及ぼすかを知ることにより、今後の母乳哺育指導のあり方を検討できるものと考えたからである。この場合、地域差も一つの影響因子と考え、都市と農村において実施した。

II 研究対象と方法

上記の目的に従って、対象を東京都区部と富山県内に求め、両地域の保健所が実施している乳児健康診査の対象児の母に対してアンケート調査を実施した。アンケート用紙は受診日の受付において配布し、健診終了時に回収した。アンケートの内容は、対象児に関すること・妊娠分娩に関すること・母乳についての指導に関すること・母乳に関する母の意識、等について調べることができるようにしてある。なお、今回は、プロジェクト研究の趣旨に合うような項目について検討した。

回答数は、東京都港区及び江戸川区保健所 (以下、東京群) 受診者221件、富山県下農村地域保健所 (以下、

III 結果

1. 対象の属性

表1に両地域の対象の属性のうち、児の月齢と母の年齢を示した。富山群では2カ月児が2割含まれて、第3子以上は東京群に比して多いが有意差ではない。一方、

表1 対象の属性

		東 京	富 山	計
児の月齢	2 カ月	人 0 —	人 41(22.7)	人 41(10.2)
	3	30(13.6)	28(15.5)	58(14.2)
	4	179(81.0)	102(56.5)	281(69.9)
	5~	11(5.0)	9(4.7)	20(5.0)
	不明	1(0.4)	1(0.6)	2(0.5)
母の年齢	~19歳	2(0.9)	0 —	2(0.5)
	20~24	35(15.8)	38(21.0)	73(18.2)
	25~29	89(40.3)	118(65.2)	207(51.5)
	30~34	61(27.6)	17(9.4)	78(19.4)
	35歳~	32(14.5)	2(1.1)	34(8.5)
不明	2(0.9)	6(3.3)	8(2.0)	

母はその年齢は東京群の方がやや高く、就労していないものの割合も東京群が全体の83.9%を占め、富山群の43.6%より多い ($P < 0.05$)。また、妊娠・分娩時における母体に異常の認められなかったものは両群には差はなく、新生児期における児の状態に関しても差は認められない。いうまでもなく、母児ともに異常のないものが多い。

なお、調査時点における乳汁栄養のうち、母乳栄養は東京群33.7%・富山群29.3%であり、混合栄養はそれぞれ21.8%・32.6%となっている。

出産場所に関しては表2にみられるように両者の間に大きな差はなく、医療機関における出産が殆んどである。

2. 授乳について

出産後の授乳において、母乳と人工乳のいずれが先行したかを問うたが、粉乳を与えられたものが全体で56.8%を占め、東京群が富山群に比して多いことが、表3により明らかである。また、新生児期の入院施設において、人工乳授与にあたって、母が何らかの意見打診がなされたものは表4に示したような結果であり、無回答のものが全て母乳のみを与えていたとしても、母の知らぬうちに医療機関の都合で人工乳が授与されていることが多いといえる。

母が乳房を児に吸わせた時期は、東京群が産後1日目、富山群が同じく2日目が最も多く、出産直後に吸わせたものは、東京群に5%、富山群に4.7%みられた。また、入院中吸わせる機会がなかったものが東京群0.2%・富山群2.2%あった。さらに、母乳を与えるようになった時期は、両群とも産後3日目が最も多く、次いで2日目となっている。入院中全く母乳を与えなかったものは、東京

表2 出産場所

地域 施設	東 京		富 山		計	
	人	%	人	%	人	%
診療所	3	(1.4)	12	(6.6)	15	(3.7)
総合病院	107	(48.4)	62	(34.2)	169	(42.0)
産科病院	107	(48.4)	106	(58.6)	213	(53.0)
助産所	1	(0.4)	0	(—)	1	(0.2)
不 明	3	(1.4)	1	(0.6)	4	(1.0)

表5 母乳栄養指導

		東 京		富 山		計	
		人	%	人	%	人	%
指 導 有		48	(21.7)	33	(18.2)	81	(20.1)
指 導 無		170	(76.9)	145	(80.1)	315	(78.4)
指 導 者	医 師	8	(4.7)	15	(10.3)	23	(7.3)
	助 産 婦	83	(48.8)	66	(45.5)	149	(47.3)
	看 護 職	47	(27.6)	63	(43.4)	110	(34.9)
	栄 養 士	25	(14.7)	17	(11.7)	42	(13.3)
指 導 内 容	授 乳 方 法	118	(69.4)	89	(61.4)	207	(65.7)
	授 乳 時 間	77	(45.3)	62	(42.8)	139	(44.1)
	母 の 栄 養 法	93	(54.7)	57	(39.3)	150	(47.6)
	母 の 生 活	46	(27.1)	27	(18.6)	73	(23.2)
	そ の 他	26	(15.3)	1	(0.7)	27	(8.6)
無 回 答		3	(1.4)	3	(1.7)	6	(1.5)

表3 授乳乳汁の種類

地域 乳汁	東 京		富 山		計	
	人	%	人	%	人	%
人 工 乳	137	(62.0)	91	(50.2)	228	(56.8)
直 接 授 乳	70	(31.7)	62	(34.3)	132	(32.8)
搾 乳	2	(0.9)	8	(4.4)	10	(2.5)
もらい搾乳	0	(—)	5	(2.8)	5	(1.2)
わからない	12	(5.4)	13	(7.2)	25	(6.2)
無 回 答	0	(—)	2	(1.1)	2	(0.5)

表4 人工乳授与についての確認

地域	東 京		富 山		計	
	人	%	人	%	人	%
了解を求められた	26	(11.8)	33	(18.2)	59	(14.7)
知らないうちに	125	(56.6)	79	(43.6)	204	(50.7)
わからない	25	(11.3)	34	(18.8)	59	(14.7)
無 回 答	45	(20.3)	35	(19.4)	80	(19.9)

群が5.0%で富山群よりも多い。

入院中母乳分泌を促進するための処置を受けなかったものは少なく東京群では18.6%、富山群は10.5%で、他の母は何らかの処置を受けており、そのなかで最も多いのはマッサージである。そして、入院中の母乳の分泌状況は、よく出たものが3割で、余り出なかったものは、東京群35.9%、富山群38.7%と地域差はない。その結果、退院時の栄養法として、混合栄養が最も多くなっており、東京群57.2%、富山群62.4%を占め、母乳のみで栄養した母はそれぞれ31.4%と38.6%となっている。

入院中の母乳栄養に関する指導状況は表5に示したよ

高野他：3. 母乳哺育からみた母性意識

うな結果である。

3. 母乳哺育に関する母の意識

出産に至るまでの時期における母の母乳哺育に関する意識を表6、表7に示した。母乳哺育を望んでいたものが9割近くに達している反面、母乳で育てる意欲のないものが富山群に2名みられた。また、混合栄養を初めから希望しているものが東京群にやや多い。一方、母乳哺育の継続期間は1歳までというものが約1/3にみられるが、最も多いのは生後6カ月までと回答している群である。しかし、現実にはこの希望月齢に達する前に1/2の母において母乳哺育が全く中断されており、残りの1/2は混合栄養の形で母乳は与えている。

退院後母乳分泌状況に対する母の認識は、分泌不足を心配した母が東京群9.9%、富山群13.8%いるとともに、分泌不良になったと認識している母はそれぞれ45.1%と44.2%に達している。

表6 母乳哺育に対する意識（出産まで）

	東京		富山		計	
	人	%	人	%	人	%
是非母乳で	110	(49.8)	89	(49.2)	199	(49.5)
出来たら母乳で	79	(35.7)	75	(41.4)	154	(36.1)
どちらでも	12	(5.4)	5	(2.8)	17	(4.2)
母乳哺育意	0	(—)	2	(1.1)	2	(0.5)
志なし						
混合栄養	18	(8.1)	7	(3.9)	25	(6.2)
無回答	2	(0.9)	3	(1.7)	5	(1.2)

表7 母乳哺育に対する意識（授乳継続期間）

	東京		富山		計	
	人	%	人	%	人	%
1か月まで	6	(2.7)	3	(1.7)	9	(2.2)
産休明けまで	4	(1.8)	18	(9.9)	22	(5.5)
～3か月	35	(15.8)	25	(13.8)	60	(14.9)
～6か月	69	(31.2)	50	(27.6)	119	(29.6)
～9か月	33	(14.9)	17	(9.4)	50	(12.4)
～12か月	48	(21.7)	51	(28.1)	99	(24.6)
～1歳6か月	3	(1.4)	3	(1.7)	6	(1.5)
～2歳	1	(0.4)	0	(—)	1	(0.2)
いつまでも	13	(5.9)	8	(4.4)	21	(5.2)
無回答	9	(4.1)	6	(3.3)	15	(3.7)

4. 母乳哺育とその援助

母乳哺育のための指導を受けなかったものは、東京群74.1%・富山群60.8%となっており、1カ月時の母と子の

健診時において母乳哺育のための指導は少ないといえる。また、断乳や人工乳添加を指導されたものの割合は表8に示したようになっており、その理由を表9に示した。医師の指示によるものが最も多いが、富山群では姑や実母によって指示されており、東京群とは異なる状況である。

表8 断乳または人工乳添加を推めた人

	東京		富山		計	
	人	%	人	%	人	%
いない	165	(74.6)	140	(77.3)	305	(75.9)
いた	49	(22.2)	38	(21.0)	87	(21.6)
医師	22	(48.9)	8	(21.1)	30	(34.5)
保健婦	2	(4.4)	3	(7.9)	5	(5.7)
助産婦	4	(8.9)	7	(18.4)	11	(12.6)
栄養士	3	(6.7)	0	(—)	3	(3.5)
訪問指導者	0	(—)	0	(—)	0	(—)
夫	2	(4.4)	5	(13.2)	7	(8.0)
姑	1	(2.2)	12	(31.5)	13	(14.9)
実母	6	(13.3)	12	(31.5)	18	(20.7)
姉妹	3	(6.7)	1	(2.6)	4	(4.6)
友人・知人	2	(4.4)	0	(—)	2	(2.3)
無回答	7	(3.2)	4	(2.2)	11	(2.5)

表9 断乳または人工乳添加の理由

	東京 (147)		富山 (128)		計 (275)	
	人	%	人	%	人	%
分泌不良	89	(60.5)	73	(57.0)	162	(58.9)
人工乳を好む	7	(4.8)	3	(2.3)	10	(3.6)
乳嘴のトラブル	11	(7.5)	8	(6.3)	19	(6.9)
児の黄疸	3	(2.0)	1	(0.8)	4	(1.5)
児の病気	1	(0.7)	0	(—)	1	(0.4)
母の病気	6	(4.1)	9	(7.0)	15	(5.5)
母の就労	6	(4.1)	11	(8.6)	17	(6.2)
周囲の無関心	0	(—)	1	(0.8)	1	(0.4)
他	12	(8.2)	1	(0.8)	13	(4.7)

IV 考察

母乳哺育に対する母の意識を母性意識の一面とみなすことについては異論はないと思われる。母乳哺育を円滑に推進するためには、母自身の意識のみでは不十分であるとともに、母の周囲における種々の因子が大きな要素となっていることはいうまでもなく、それが今回の調査において明確に表わされている。すなわち、母親は、我

が子を母乳で哺育することを望みながらも、出産施設においては、母に何ら断りなく人工乳の添加を行っている場合が非常に多いことが明らかになった。これでは、母乳哺育に対する母の意欲を喪失させるとともに、母と児にとっては「重大な人権問題」とさえいっても過言ではないと思われる。また、母乳哺育を継続したいと思っても、周囲の「忠告」によって、時には人工乳の添加や断乳を余儀なくされている例の存在も今回の調査でも明らかになっている。また、専門的指導も必ずしも適切に実施されているとは思われない結果も得られている。

母乳に関する指導と称するものには多くの問題が含まれていることを今村¹⁾は指摘している。特に「専門的」と思われる指導担当者のなかには、非常に危険な指導を行っているものがあるには十分な注意を要する。また、母乳分泌促進のために実施されている方法にも、科学性を欠いたものもあることが指摘されている。

母乳哺育推進は、個人のレベルから地域ぐるみの運動へと発展している^{2) 3)}。これは今回の調査対象となった富山県もその一つである⁴⁾が、今回の調査からみる限りにおいて、その推進運動の成果に多少の疑問を感じざるを得ない。それに、東京群と富山群との間に有意に母乳哺育の実態、母の意識に差が生じているとはいえないからである。小林⁵⁾がいうように、doulaの存在を家の地域のなかに求めようとする方式であろうが、必ずしも成果を生んでいない。

母性意識という視点において母乳哺育への意識を検討したが、母自身はいうに及ばず、適切なdoulaの存在とその両者を支える基盤の整備が確立される必要がある。そこにおいて、母性意識も母乳哺育という一つの手段を介して形成され成熟していくことになる。いうまでもな

く、母乳哺育が全ての母性意識ではない。しかし、母乳哺育を援助することは、母性意識のある部分の向上の援助へとつながることは否定できないであろう。

V 結 論

母乳哺育の実態を東京都区分と富山県下の保健所乳児健診来所の母児を対象に調べた。

母乳哺育に意欲をみせている母であっても、その1/3は調査時点で人工栄養に変えており、出産施設において母に断りなく人工乳を添加している所が多いなど、母乳哺育を円滑に推進できない要素が多くみられる。

母乳哺育を母性意識の一側面とみなし、母乳哺育の推進に有効な保健指導のあり方を、今後この調査をより詳細に分析することにより導き出したい。

文 献

- 1) 今村栄一：母乳栄養を誤解させないように、東京小児科医会報，6(1)：41～45，1987。
- 2) 永坂トシエ：他：愛知県における母乳保育推進活動，日本公衛誌，30(11)：116，1983。
- 3) 丹羽洋子：他：母乳哺育に関する母親の意識と母乳指導についての実態調査，第33回日本小児保健学会講演集，1986。
- 4) 長井仁美 他：母乳育児を阻む要因に関する検討，第33回日本小児保健学会講演集，1986。
- 5) Rapheal, D.：母乳哺育（小林 登），（原著 The Tender Gift : Breastfeeding, Monton, Chicago) 1977。

4. 女子短大生等の母性意識の形成と生育歴

研究第2部	斉藤幸子
研究第3部	加藤忠明
共同研究者	窪龍子(和泉短期大学)
	高野陽(国立公衆衛生院)
特別研究員	宮崎叶

I 研究目的

若い親に関して、親としての未熟性を指摘する意見がきかれるので、まず母性形成のためには婚前の女性にどのような経験、環境が大切であるか探らうとする。

II 対象及び方法

卒業後は乳幼児等の保育や看護などの職業につき、数年後には自らも妊娠出産する可能性の高い女子短大生や看護学生(以下短大生と総称する)の母性意識形成と、本人の出生歴や家族関係を質問紙調査した。

調査場所は和泉短期大学、東洋英和女子短期大学、玉川大学、都立広尾看護専門学校で、約600名の学生から有効回答567を得た。なお分析はカイ平方検定を行なった。調査内容は以下の通りである。

1. 出生歴 : 分娩場所・母子同室経験の有無・新生児入院中の栄養法・退院先、他
2. 家族構成 : 出生当時及び現在の家族・弟妹との年齢差
3. 家族関係 : 構成人員間の呼称
4. 育児経験 : 育児の手伝い・赤ちゃんを抱いたか
5. 母性意識 : 妊娠・母乳栄養について

III 結果

1. 生育歴と母性意識形成

出生歴として、自宅分娩、短大生自身が出産後ではじめての母乳を与えられる前に人工乳をあたえられたもの(母乳栄養の前に人工栄養有り)、短大生自身が出生した施設に入院中に母乳栄養を開始していたもの(病産院入院中母乳栄養あり)、出生施設入院中に父親に抱かれ

た経験のあるもの(病産院入院中父親に抱かれた)、出生施設退院直後は母の実家に帰っていたもの(病産院退院後は母の実家)の5因子、育児経験としては短大生になるまでに育児を手伝った、学校の実習以外で乳児を抱いたの2因子、母性意識として妊娠出産可能な女性を幸せと思う(女性を幸せと思う)、将来自分の子供を母乳栄養で育てたいとおもう(将来母乳栄養で育てたい)、母乳栄養で育てるためには一時仕事を辞めてもよいと思う(母乳栄養のためなら仕事をやめる)の3因子を取り上げ、それらの相関を調べた。

対象の出生歴と育児経験の有無(経験因子)と、母性意識(母性因子)との関連を表1に示した。

出生施設入院中に父親に抱かれた経験のあるものでは、将来自分の子供を母乳栄養で育てたいと思う短大生が多かった。育児を手伝った経験のあるものでは、将来自分の子供を母乳で育てるためには一時仕事を辞めても良いと思う短大生が多かった。

短大生自身が自宅分娩で出生していた例数は少なかったので有意差は生じなかったが、この場合母性意識を示す3因子の割合が高かった。

母子同室製の施設で出生した短大生の場合、母乳で育てられたものの割合が高く、ことに離乳開始以降の月齢での母乳栄養の割合(203例中81例、母子別室では171例中39例)が高かった。 $(P<0.005)$ 出生した施設を退院した時おみやげに育児用調整粉乳をもらっていた例においては、母乳栄養は全く行なわれないか行なわれてもたかだか1週間以内であるものの割合(166例中69例、調整粉乳をお土産にもらわなかった例では392例中102例)が高かった。 $(P<0.005)$ しかしこれら短大生の乳児期の経験と現在の母性意識との有為な関連は今回の調査では見いだされなかった。

2. 家族関係と母性意識形成

表1 経験因子と母性因子との関連

経験因子 (分母) \ 母性因子 (分子)	女性を幸せと思う	将来母乳栄養で育てたい	母乳栄養のためなら仕事をやめる
全 例	432/499	486/509	407/433
自 宅 分 娩	18/19	19/19	16/16
母乳栄養の前に人工栄養あり	74/82 *	75/84	64/71
病産院入院中母乳栄養あり	307/349	338/353	292/316
病産院入院中父親に抱かれた	234/264	259/268 *	217/237
病産院退院後は母の実家	72/84	82/83	75/80
育児を手伝った経験あり	120/135	133/137	120/124 *
乳児を抱いた経験あり	390/450	438/459	369/400

調査した女子大生にはひとりっ子29名(5.5%)、兄姉のみあるもの157名(30.0%)、弟妹のみあるもの269名(51.9%)、兄姉と弟妹と両方あるもの68名(13.0%)、不明44名であった。弟妹はいる方が育児を手伝った経験のあるものの割合(298例中112例、弟妹なし153例中28例)が高く($P < 0.005$)、また弟妹との年齢差が大きい程乳児を抱いた経験が多かったが、弟妹の有無と現在の短大生の母性意識とは有為な関連は認められなかった。

出生当時と現在の短大生の家族構成は、両時期共核家族のものが355例(62.6%)、両時期共三世代家族が108例(19.1%)、出生当時三世代家族で現在核家族のものが79例(13.9%)、出生当時核家族で現在は三世代家族のものが25例(4.4%)であった。これら家族構成の差は短大生の育児経験や母性意識とは無関係であった。

家族間の呼称に関して、短大生が自分の父母を呼ぶ場合は「お父さん、お母さん」が71%以上を占め、父母の差は認められなかった。将来自分の子供を母乳栄養で育てるためには一時仕事を辞めても良いと思うものの割合は、母を「ママ」と呼ぶ場合(117例中113例、ママ以外の呼び方324例中239例、 $P < 0.05$)、また父を「パパ」と呼ぶ場合(119例中116例、パパ以外の呼び方314例中283例、 $P < 0.005$)に高かった。

父母間で呼びあう場合の呼称を表2に示す、父が母を呼ぶ時、名前や「おい」などで呼ぶことが44.4%(母は8.6%)と比較的多く、母が父を呼ぶ時、「お父さん」や「パパ」が90.3%(父が母を「お母さん」「ママ」と呼ぶのは62.1%)と多かった。母が父を「パパ」と呼ぶ例では、短大生自身がこれまでに赤ちゃんを抱いた経験は比較的少なかったが(135例中115例、対照366例中337例、 $P < 0.05$)母乳栄養で育てるためには仕事を辞めても良いと思うものの割合(114例中111例、対照317例中286例、 $P < 0.05$)は高かった。

表2 父母間の呼称

父による母の呼び方 (総数 539例)	母による父の呼び方 (総数 545例)
お母さん 43.2%	お父さん 63.5% **
ママ等 18.9	パパ等 26.8 *
名まえ 23.3 **	名まえ 3.5
きみ等 2.0	あなた等 7.9 **
おい等 21.2 **	ねえ等 5.1

同居している祖父が父母を呼ぶ場合は名前で呼ぶ割合が約70%、祖母が父母を呼ぶ場合は名前で呼ぶものが55%、「お父さん」「お母さん」がおのおの約30%で、父と母との差は認められなかった。しかし父母を呼ぶ場合、祖母と比べて祖父は名前を呼ぶ割合が高かった($P < 0.01$)。

IV 考 察

結果1の母性意識と生育歴については、現在の母子保健学上の常識となっていることがほぼ証明できたと思う。ただし母性意識と「母乳栄養前の人工栄養あり」との項目で関連が認められたことについては(表1)、直接的な因果関係があると考えないほうがよいであろう。要因の一つとして、彼女たちが出生した昭和40年頃は分娩施設において人工栄養が比較的安易に行なわれ、なお且それがよしとされていた時代背景が考えられるからである。従って、出生直後に人工乳が与えられても、母性意識の形成に必ずしもマイナスに働かずに済むといえる。

結果2の母性意識と家族関係では、家族形態(三世代か核家族か)とか、弟妹がいてその世話をしたか、などの家族構成と母性意識の関連は見られなかった。

当然のことながら単なる家族構成ではない家族内の夫婦関係、親子関係などの力動のようなものが重要である。それを知る一つ的手段として、本調査では家族間の呼称を調べたのであるが、これを寿岳章子氏の著書「日本語と女」¹⁾にならって検討すれば、調査対象の家族は、やや男性優位が感じられるもの、お互いに「お父さん、お母さん」「パパ、ママ」と呼びあう父母を中心とした平等でいわばお互いに人格を認め合っていると思われるものが多いと言える。本調査では、このような家庭で育てられた女子短大生の母性意識が高いということが理解できた。

V 結 語

女子短大生の生育歴と現在の母性意識を調べ、その関連について述べた。出生直後の短期間の経験や兄弟の有無などは決定的に母性意識の形成に影響するのではなく、実質的な育児の経験、家庭の雰囲気などが重要であることが証明された。母性意識の形成に影響する要因については生育歴のみに止まらず、女性の生き方が多様化している現状を考慮してさらに調査研究を進めていきたい。

文 献

- 1) 寿岳章子：日本語と女、岩波書店、1979

5. 母子寮利用者の婚姻上の地位の安定化

— A 母子寮退寮者にみる婚姻上の地位の変化と母子家庭形成過程 —

研究第9部 川西康裕

I 社会経済的地位の低下と婚姻上の地位

婚姻上の地位は、母性・父性の発現の基盤として重要であり、社会的地位の一表徴ともなる。ひとり親の場合、それは、死別、離婚（内縁関係の解消を含む）、別居（双方合意の別居のほか、遺棄その他の離別を含む）、未婚、に大別できる。このうち別居は、将来、離婚（または内縁解消）と復縁のいずれかに移行の可能性があるが、現在は宙ぶらりんの状態を意味し、未婚は、子どもの認知を得られない状況を含んでいる。ともに、死別または離婚に比べて、社会生活上不安定かつ不利な立場といえるのではないかと。そして、そのとおりであれば、別居および未婚は、経済的地位がより低位な階層において、一層高い比率で出現するのではないかと。

本稿では、はじめに、この仮説の真偽を検証する。その手続きの第1は、父子家庭と母子家庭の比較である。1983年8月1日現在、厚生省「全国母子世帯等調査」（以下「厚生省調査」）によれば、父子家庭の年間収入（税込）の世帯平均額は299万円、母子家庭は200万円である。母子家庭は父子家庭の3分の2の収入があるにすぎず、経済的地位の格差は明らかである。

さて、この両者の婚姻上の地位について、調査時点の実態を示す資料は見あたらない。だが、ひとり親家庭形成当時の「父子家庭・母子家庭になった理由」は、「厚生省調査」等から知れる。それは、父子家庭・母子家庭形成当時の婚姻上の地位を、そこにいたる経緯とともにあらわしている、と考えられる。したがって、ひとり親家庭形成時点の婚姻上の地位の比較の典拠として、これらの資料を利用することができる。

「厚生省調査」によれば、父子家庭・母子家庭形成時点での別居および未婚の割合は、各々、5.8%、14.8%であり、2.5倍以上の顕著な差がみとめられる。また、その推計世帯数をみれば、各々、9,800、106,200となっており、10倍以上の開きがある。

このようにして、父子家庭に比べ、経済的地位が低位な母子家庭において、婚姻上の地位の不安定層（別居および未婚）が占める比率は高い、といえる。

次に、母子家庭一般と被保護母子家庭を比較する。後者は生活保護受給世帯であるから、前者に比べて、経済的地位は明らかに低い。「厚生省調査」と1986年7月15日現在「東京都被保護世帯実態調査」（以下「東京都調査」）により、母子家庭形成時点での両者における別居および未婚の割合をみると、母子家庭一般14.8%に対して、被保護母子家庭19.4%である。このデータから、次の仮説がみちびかれる。つまり、被保護階層の母子家庭には、母子家庭一般に比べて、婚姻上の地位の不安定層がより高い比率で存在する。

さらに、被保護母子家庭と母子寮利用者を比較する。1985年1月31日現在「全国母子寮在寮者世帯調査」（以下「母子寮調査」）によれば、母子寮利用者の42.7%は生活保護を受給している。母子寮は、監護さるべき子どもの福祉に欠ける事情があるとみとめられるとき、母子ともに入所させて保護する施設であるが、「子どもの福祉に欠ける」共通の事情は、ホームレス、すなわち当面安心して住まう居処を欠いていることである。したがって、母子寮利用者は、ホームレス問題を基層としてもつ低所得階層であり、被保護母子家庭よりも経済的地位は一層低位である。そこで、「東京都調査」ならびに「母子寮調査」により、両者における母子家庭形成時点での別居および未婚の割合をみると、被保護母子家庭19.4%に対して、母子寮利用者23.0%である。これらの参照資料によるかぎり、次の仮説がみちびかれる。すなわち母子寮利用者は、ひとり親家庭のうちで、経済的地位が最も低く、婚姻上の地位が最も不安定なグループとみられる。

以上のデータは表1に整理した。別居および未婚の出現率は、父子家庭<母子家庭<被保護母子家庭<母子寮利用者の順で、後のグループほど高くなっており、逆に、経済的地位は、後になるほど低くなっている。

川西：5. 母子寮利用者の婚姻上の地位の安定化

表1 婚姻上の地位の不安定層（別居および未婚）の占める比率

	比率(%)	数 $\frac{\text{不安定層}}{\text{全体}}$	調査時点	調査名	該当項目のカテゴリー (内訳：%)
父子家庭	5.8	(推計) $\frac{9,800}{167,300}$	1983年8月1日	全国母子世帯等調査	「離別」のうち、 「遺棄・生死不明」(3.2) 「その他」(2.6)
母子家庭	14.8	(推計) $\frac{106,200}{718,100}$	1983年8月1日	同上	「離別」のうち、 「遺棄・生死不明」(5.7) 「未婚の母」(5.3) 「その他」(3.8)
被保護母子家庭	19.4	(調査実数) $\frac{145}{750}$	1986年7月15日	東京都被保護世帯生活実態調査	「生別」のうち、 「別居」(15.1)「その他の生別」 (0.7) 「未婚の母等」のうち、 「未婚の母」(3.6)
母子寮利用者	23.0	(調査実数) $\frac{302}{1,310}$	1985年1月31日	全国母子寮在寮者世帯調査	「正式には離婚していない」 (11.8) 「婚姻届は出していないが別れている」(10.7) 「その他」(0.5)

資料：厚生省児童家庭局「昭和58年度全国母子世帯等調査結果の概要（昭和58年8月1日現在）」P.2, P.11, 1984年4月
 東京都福祉局総務部調査課『昭和61年度東京都被保護世帯生活実態調査結果報告書（母子世帯）』P.37, P.83, 1987年3月
 全国母子寮在寮世帯実態調査委員会『変わりゆく母子世帯と援助の課題 — 全国母子寮在寮世帯・退寮世帯調査を通して —』P.37, 1986年3月, 全国社会福祉協議会母子寮協議会

こうした検証経過から、<別居および未婚は、経済的地位のより低位なひとり親に、一層高い比率で出現する>という仮説の信頼性は高められた。ところで、不安定な婚姻上の地位は、それ自体、不安定な社会的地位の一表徴である。したがって、<別居・未婚者は、社会経済的地位の低い階層を形成する確率が高い>といえそうである。

II 母子寮利用者の婚姻上の地位の安定化

ここで、第1に、次のような疑問が生じる。すなわち、別居・未婚者の婚姻上の地位はどのように変化するだろうか。安定化に向かうだろうか。向かうならば、そのプロセスで、経済的地位の回復をともなうだろうか。これの検証には、一定の時間域における具体的な福祉実践の成果が必要となる。そして、その領域としては、先のデ

ータから、母子寮が最適であると思われる。

母子家庭形成時点における別居および未婚の比率は、母子寮利用者で最も高かった。A母子寮利用者を例にとれば、それは、母子寮入寮時点の実態とはほぼ一致する。ここでは、その以前と以後を含む時間域での変化が重要である。

1981年3月～1986年6月にA母子寮を退寮した38ケース¹⁾の婚姻上の地位を、a. 子の出生時点（子とは母子寮入寮に直接関係する相手の子）、b. 入寮時点、c. 退寮時点、d. 調査時点の4時点において分類し、a～d時点の推移をみる（図1）。典拠資料はA母子寮のケース記録である。

まず、a. 子の出生時点では、未婚4；結婚（初婚の意）32，再婚2，であり、未婚のみ（1割強）がひとり親である。

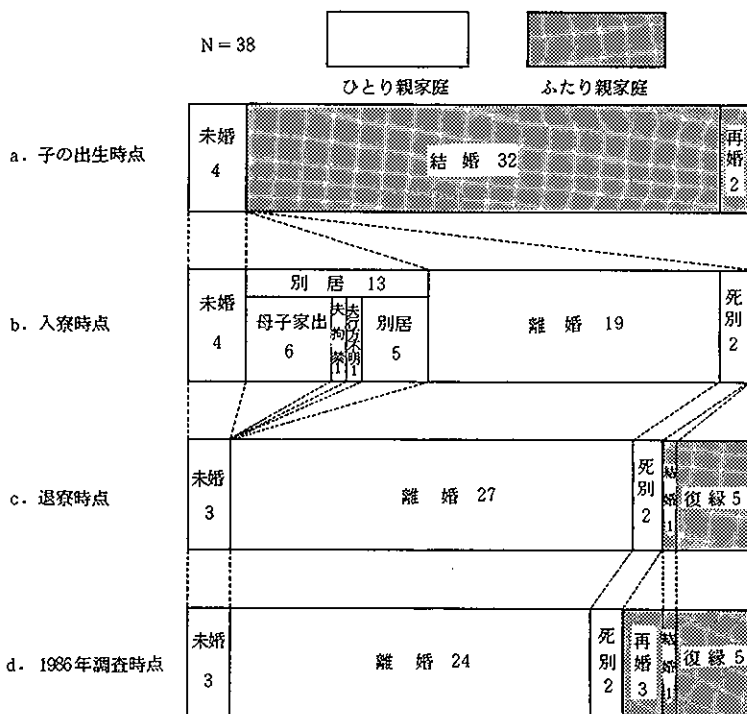


図1 A母子寮退寮者にみる婚姻上の地位の変化²⁾

b. 入寮時点で、すべてひとり親となる。内訳は、未婚4、別居13（母子家出6、夫拘禁1、夫行方不明1、合意の別居5）、離婚19、死別2、である。別居および未婚は17で、全体の44.7%である。前掲「母子寮調査」の数値23.0%の2倍近い高さである。

c. 退寮時点で、別居が消える。未婚から結婚への移行が1ケースのみで、婚姻上の地位の不安定層が未婚3（7.9%）のみとなる。一方、離婚は8ケース増加し27、死別2は変わらず、ひとり親の合計は32（84.2%）である。また、この時点で、6ケースがふたり親家庭に転じた。その内訳は、先の未婚→結婚ケース1、復縁ケース5である。

d. 1986年調査時点では、離婚から再婚に移行した3ケースが加わり、全体の4分の1近くがふたり親家庭に転じている。

図1が示すように、a～dの経過のなかで、最も顕著な変化はb. 入寮時点～c. 退寮時点、すなわち、母子寮在寮中に起こっている。この間の変化は15ケース（39.5%）にみられる。入寮時点でのその内訳は、別居13、未婚1、離婚1、であり、退寮時点でのそれは、離婚9、復縁5、結婚1、である。いくつかの別居状態に決着が

つき、未婚者が新しい結婚に導かれることもあったという意味で、A母子寮利用者の母子寮在寮中の婚姻上の地位の安定化は顕著であるといえるだろう。なお、退寮時点での未婚3ケースのうち、1ケースでは、以前離婚した前夫の協力で子の戸籍がつくられており、子の法的地位の安定化がみられる（後出、表3. ケースNo26）。

次に、別居・未婚ケースの在寮中の経済的地位の回復の程度はどうか。生活保護受給状況を指標として検証する（図2）。

まず入寮ケース全体と離婚ケースとの比較によって、別居・未婚ケースの経済的地位を知る。入寮ケース38のうち、在寮中に生活保護を受給したことがあるものは21（55.3%）であるが、離婚19ケースでは8（42.1%）、別居・未婚17ケースでは12（70.6%）であり、別居・未婚ケースの受給率の高さが際立っている。一方、生活保護を受給したまま退寮したのは全体で2ケースのみであり、図2が示すように、いずれも別居・未婚ケースである。別居・未婚ケースの経済的地位の低さは、ケース全体のなかで相対的には変わらなかったけれども、生活保護廃止率83.3%（12ケース中10ケース）が経済的地位の絶対的な回復を示している。

川西：5. 母子寮利用者の婚姻上の地位の安定化

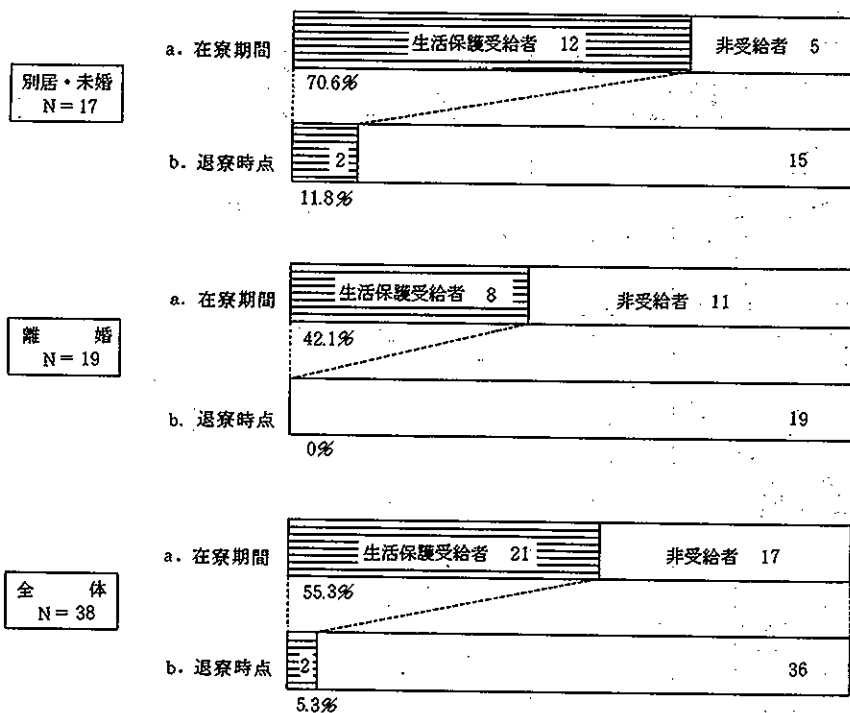


図2 別居・未婚ケースと離婚ケースと入寮ケース全体との生活保護受給状況の比較

表2 別居・未婚ケースの生活保護受給状況

	在寮期間 生保受給 者数(%)	退寮時 生保受給 者数(%)	総数 (%)
別居	8 (61.5)	1 (7.7)	13 (100.0)
別居→復縁	1 (25.0)	0 (0)	4 (100.0)
別居→離婚	7 (77.8)	1 (11.1)	9 (100.0)
未婚	4 (100.0)	1 (25.0)	4 (100.0)

ところで、ここで注意を要するのは、別居と未婚の経済的地位の隔たりである。両者の在寮期間における生活保護受給率をみると、表2のように、別居61.5% (13ケース中8) に対して未婚100% (4ケース中4) である。(未婚の実数が少なすぎという点で、比較の有意性に問題がないとはいえないが、) 未婚ケースの経済的地位は相

対的に低い、といえる。

さらに、別居内部の経済的地位の2分化を指摘しうる。別居から復縁にいたるケースと離婚にいたるケースとは、後者の生活保護受給率が在寮中、退寮時とも高い。しかも、その数値は、別居→復縁ケースよりも、むしろ未婚ケースのそれに一層接近している(表2)。つまり、別居・未婚ケースの経済的地位は、別居→復縁>別居→離婚>未婚と順位づけられる。

未婚ケースは、婚姻上の地位の変化では、4ケース中3ケースが未婚のままとなっているが(しかし、先述のとおり、そのうち1ケースでは子の法的地位の安定化がみられる)、生活保護の受給は4ケース中3ケースが退寮時点で廃止となっており、社会経済的地位の絶対的な回復を示している。

さらにまた、生活保護を受給したまま退寮した2ケースも、それぞれ経済的地位の絶対的な回復を示している。1ケースは多子家族で、母親の勤労収入が確保され、これを生活保護費が補足している(表3; ケースNo.30)。他の1ケースは、母親が福祉作業所に通所できるようになり、生活のリズムを取り戻している(ケースNo.25)。

表3 A 母子寮入寮時点における別居および未婚 17ケースの、入寮一退寮時点の婚姻上の地位の変化、在寮中の生活保護受給状況、ならびに母子家庭形成過程

ケースNo	母子寮入寮一退寮時点の婚姻上の地位の変化 (所養期間)	在寮中の生活保護受給	母子家庭形成過程																											
			生育歴		結婚歴	相手との出会い				結婚(同様)			結婚(同様)				生活		その他											
			両親の状況	学歴		通婚圏外の恋愛	(義理がからむ)通婚圏内の恋愛	同居	狂	出	中	結婚への反対	なりゆき	夫、妻への暴力	夫、子への暴力	夫、アルコール依存	夫、ギャンブル好き、生活費をいれられない、浪費癖	借金		夫、異性問題	夫、仕事の失敗	(夫、病気)	夫、アルコール依存(除く)	性生活不調	性格、考え方の不一致	性を含む人間関係の悪化	貧困のため稼働			
13	別居 → 復縁 合意 → 復縁(4か月)	父死 14歳	高																									遺産問題 子の病気		
18	別居 → 復縁(1年3か月)	父不詳 養母死 19歳	中																									実母の国(日本)に帰ると合意		
21	夫、行方不明 → 復縁(1年8か月)	父死 17歳	中																											
7	別居 → 離婚 → 復縁 合意 → 離婚 → 復縁(5年3か月)		大																											
11	別居 → 離婚 母子家出 → 離婚	父戦後 病死	高																											
20	母子家出 → 離婚(8か月)		高																										子ども、7か月で中絶	
28	母子家出 → 離婚(1年)	父死 28歳	中																											
30	母子家出 → 離婚(5年3か月)	父死 3歳	中																										子ども(6人)	
34	母子家出 → 離婚(2年)		高																										夫、再婚、家計をまかせない	
36	母子家出 → 離婚(6か月)		中																										夫、行方不明	
8	合意別居 → 離婚(3か月)		高																											
17	合意別居 → 離婚	母死 10歳	専																											病気がちの妻の父同居
37	夫、拘禁		高																											
11	未婚 → 結婚		専																											中絶1回、未達1回一子の出産後夫、行方不明
12	未婚 → 結婚(1年11か月)		専																											
13	未婚 → 未婚		高																											妻子ある男性
6	未婚 → 未婚(5年11か月)	母死 14歳 父再婚 祖母養育	高																											
25	未婚 → 未婚(3年3か月)	父死 7歳	小																											妻子ある男、本人アル中、本人低知能
26	未婚 → 未婚(2年7か月)	父死 3歳	高																											子どもの籍、同居の実母との関係悪化

(注) 1. 「学歴」は大学、高等学校、専門学校、中学校、小学校の頭文字のみ記した。それぞれの学校を卒業したという意味。
 2. 「両親の状況」欄の「父死」は父親が死亡したことを、「母死」は母親が死亡したことを示す。下欄の年齢は、親の死亡当時の本人の年齢。
 3. 「在寮中の生活保護受給」の◎は、退寮時にも、生活保護を受給していたことを示す。
 4. 退寮時点で復縁、結婚、未婚の「所養期間」は、「在寮期間」と同じである。

こうして、A母子寮における別居・未婚ケースは、一定の格差を内包しながら、婚姻上の地位の安定化と経済的地位の回復を、ともに獲得している。

Ⅲ 婚姻上の地位の変化と母子家庭形成過程

第2の疑問の焦点は、別居・未婚となる以前の状況と以後の変化との関連である。すなわち、別居・未婚ケースの形成過程はどのようなものか。そこには社会経済的な要因が介在しているかどうか。また、婚姻上の地位の変化と別居・未婚形成要因との関係はどうか。ここでの時間域は、母親の出生時点～母子家庭形成時点と、母子家庭形成時点～婚姻上の地位の変化時点である。表3では、その間の主要なチェック・ポイントを以下のごとく設定し、A母子寮入寮時点における別居・未婚17ケースについて、個別に検討している。この設問項目は、順に、「母子寮入寮～退寮時点の婚姻上の地位の変化（とその所要期間）」「在寮中の生活保護受給状況」「母親の生育歴一両親の状況と学歴」「結婚歴」「相手との出会い一通婚圏³⁾内外の恋愛（義理がからむ）見合いの別居」「交際中における同棲、妊娠、出産、中絶の経験」「結婚（同棲）にいたる状況一周囲の反対があったか、なりゆきでそうなったか」「結婚（同棲）生活における問題⁴⁾一夫の妻への暴力、夫の子への暴力、夫のアルコール依存、夫が生活費を入れない、借金、夫の異性問題、夫の仕事の失敗、夫の病氣、性生活の不調、性格や考え方の不一致、姑を含む人間関係の悪化、貧困による妻の稼働、その他」である。以下、4期に分けて考察する。

1. 生育歴

さて、表3を一覧すると、まず次の疑問が浮かぶ。このグループ全体を特徴づけるのは、母親の生育歴における両親いずれか（とくに父親）の欠損率の高さと学歴の低さではないか。そこで、離婚ケース、生活保護受給ケース、ならびにケース全体との比較をおこなう。結果は表4、表5にみるとおり、両親いずれかの欠損は、別居・未婚>生活保護受給者>全体>離婚の順、また、義務教育のみの学歴は、別居・未婚>生活保護受給者=全体>離婚の順となっている。他のいずれの категорияよりも、別居・未婚ケースで欠損率が高く、学歴は低い。彼らは、すでに子ども時代から、社会経済的に不利な状況下で生活している。

2. 出会い

次に、相手との出会いについてみる。別居→復縁ケースでは通婚圏内の恋愛（4ケース中3）、別居→離婚ケースでは義理がからんだ見合い（9ケース中5、すべて

表4 母親の両親いずれかの欠損状況

	両親いずれかの欠損 (%)	総数 (%)
別居・未婚	9 (52.9)	17 (100.0)
離婚	4 (21.1)	19 (100.0)
生活保護受給者	9 (42.9)	21 (100.0)
全体	14 (36.8)	38 (100.0)

表5 母親の学歴

	義務教育のみ (%)	総数 (%)
別居・未婚	6 (35.3)	17 (100.0)
離婚	2 (10.5)	19 (100.0)
生活保護受給者	5 (23.8)	21 (100.0)
全体	9 (23.7)	38 (100.0)

母子家出→離婚）と通婚圏外の恋愛（残りの4ケース中3）、未婚では通婚圏外の恋愛（4ケース中3）というように、婚姻上の地位の別に応じて、代表性の高い出会いのパターンがみられる。

3. 交際～結婚・出産

未婚ケースに交際中の同棲、妊娠、出産がみられるのは当然のことであり、このうち、とくに婚姻外出産は未婚母子家庭形成の直接的要因でもある。しかしまた、別居でも、同棲が4ケース、妊娠が3ケースにみられる。中絶は、未婚1ケースのほか、婚姻内で1ケース（No 20）みられる。このケースは、喫茶店のマスターの紹介で相手と知り合い、その後道で会ったとき誘われ、同棲、妊娠をへて「なりゆき」で結婚している。夫は内弁慶で酒乱、さらに異常な性行動をとっている。結婚生活8年7か月のあいだに2子をもうけたが、夫の命令で7か月の女兒を中絶した後、夫の暴力から身を守るために家出して破

局を迎えたケースである。緊急入寮して8か月後、協議離婚が成立している。

一方、「周囲の反対」を押し切って結婚したのは、別居→復縁で1ケース、別居→離婚で2ケースある。後者のうち夫が拘禁されたケース(No.37)は、旅行先の海岸で相手と知り合い、4年間の同棲生活で妊娠し、親の反対を押しつけて結婚した後、実家とはほぼ絶縁状態となっている。夫は仕事に定着できず、金づかいが荒い。思うようにならないと酒を飲み、飲まないときにも妻に暴力をふるう。子どもはひとりで姑がおり、姑は孫を可愛がるが、嫁とは仲が悪い。6年6か月の結婚生活は、夫が使い込みで拘禁されて破局を迎える。入寮して11か月後に刑務所長の協力により裁判離婚が成立し、再び実家と往き来できるようになっている。

4. 結婚(同棲)～別居・未婚

結婚(同棲)生活における問題は、別居、および未婚で長期同棲ケース(No.25, No.26)の母子家庭形成の直接的要因となる。まず、表3にもとづいて、別居にいたるおもな経緯を「母子家出(6ケース)」と「合意の別居・夫の行方不明(6ケース)」の2つに分け、両者の結婚生活における代表的な問題を整理し対照する。すると、表6が示すとおり、両者間に量的かつ質的な相違が認め

表6 別居の経緯と結婚生活における代表的な問題

経緯	母子家出 (数)	合意の別居 夫の行方不明 (数)
問題	① 夫の妻への暴力 (4)	① 夫の異性問題 (3)
	② 夫のアルコール依存 (4)	② 性格、考え方の不一致 (3)
	③ 性格、考え方の不一致 (4)	
	④ 性生活の不調 (3)	

られる。すなわち、「母子家出」につながるおもな(3ケース以上にみられる)問題は、①夫の妻への暴力、②夫のアルコール依存、③性格や考え方の不一致、④性生活の不調、であるのに対して、「合意の別居・夫の行方不明」につながるそれは、①夫の異性問題、②性格や考え方の不一致、である。問題の量は前者で明らかに多いが、質的な違いについて、以下のように解釈してよいかどうか。つまり、両者とも、夫婦間における性格と考え方の不一致を基本課題としてもつが、「母子家出」ケースで

は、これに性生活不調という深刻な出来事が加わり、そのストレスがアルコール依存という形で夫個人に内向し、さらにまた、妻への暴力という形で家族内での攻撃行動に転化している。これに対して、「合意の別居・夫の行方不明」ケースは、夫がこの不一致からくる欲求不満の解消を、婚姻外の異性関係に求めて、家族の外へ逃避している。母子家庭形成形態の違いを、夫の行動類型から理解することは、さしあたり、このようにして可能である。

次に、別居(未婚)原因となる問題の連鎖について検討し、婚姻上の地位の変化の型との関連をみる。2ケース以上にみられる問題の連なりを「連鎖のパターン」とすると、表7のように、それは8通りある。このうち半分に、「夫のアルコール依存」と「夫の妻への暴力」が含まれている(a, b, c, d)。この2つの問題がともに発生する確率はきわめて高く、表3をみると、その例外が存在していないほどである。ここに別居・未婚17ケース中6ケース(35.3%)が該当するが、これらは未婚1ケースを除いて、すべて別居→離婚となっている。

最も多く連鎖の枝をはりめぐらしている問題は「性格、考え方の不一致」である。8パターンのうち、5つにこれが含まれており、これらのパターンを含有する7ケースのうち5ケースが離婚に、2ケースが復縁に移行している(b, c, e, f, g)。この問題はいずれの変化にも結びついている。

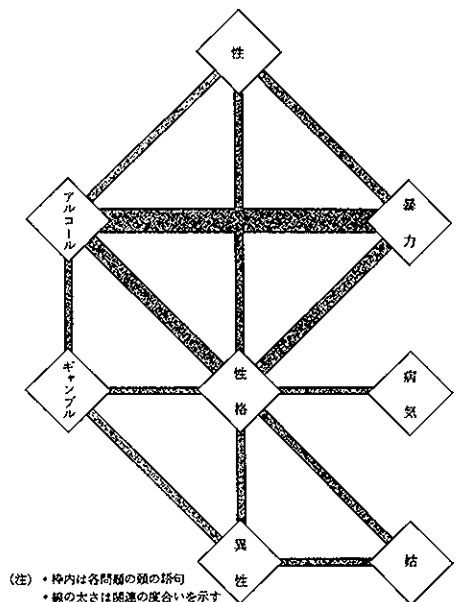


図3 別居(未婚)にいたる結婚(同棲)生活における問題の連鎖合成図

表7 別居（未婚）にいたる結婚（同棲）生活における問題の連鎖のパターンと母子家庭形成後の婚姻上の地位の変化

問題の連鎖 (ケース数)	ケース No	婚姻上の地位の変化の型
a.	11, 20, 30, 34	別居（母子家出） → 離婚
	37	別居（夫拘禁） → 離婚
	(6) 25	未婚 → 未婚
b.	(3) 11, 20, 30	別居（母子家出） → 離婚
c.	(2) 11, 20	別居（母子家出） → 離婚
d.	30	別居（母子家出） → 離婚
	(2) 37	別居（夫拘禁） → 離婚
e.	(2) 36	別居（母子家出） → 離婚
	8	別居（合意別居） → 離婚
f.	(2) 30	別居（母子家出） → 離婚
	1	別居（合意別居） → 復縁
g.	(2) 30	別居（母子家出） → 離婚
	7	別居（合意別居） → 離婚 → 復縁
h.	(2) 21	別居（夫行方不明） → 復縁
	1	別居（合意別居） → 復縁

また、パターンcは、表6の「母子家出」欄でみた4つの問題の連鎖であり、先の理解を傍証する事例となっている。

他方、夫婦関係の複雑さをうかがわせるのは、「夫の異性問題」が「夫、ギャンブル好き（略）」と連らなって別居→復縁ケースを構成していることである（h）。

さて、表7の連鎖の8パターンを合成し図式化すれば図3（前頁）がえられる。ここで各問題間の結びつきの強さは、関連ケース数を連結線の太さに変えて表示している。こうして、本図により、別居・未婚ケース全体の、結婚（同棲）生活における問題の連鎖の構造が了解される。その含意の焦点は、「性格、考え方の不一致」が問題の

連鎖の中心に位置し、「夫のアルコール依存」と「妻への暴力」との結びつきの強さが、問題の深刻さの中心に位置する、ということである。

以上で、1つの仮説の検証と、2つの疑問に導かれた考察を終え、小稿を閉じる。

注

1) A母子寮では、1986年8月に、過去5年間に退寮した50世帯を対象として、アフターケアに関するアンケート調査を実施した。回収数は38、転居・不在5、未回答7であった。本文中にいう38世帯とは、この調査に協力した退寮者のことである。A母子寮寮長は、引き

- つづき、彼らのケース記録によりつつ、38世帯の母子家庭形成要因の類型化作業に着手し、その分析を筆者に委ねた。結果は、社会福祉法人ベタニヤホーム『ベタニヤホームひとり親家庭援助事業第1年次報告書』1987年6月（PP.36-40）、に報告されている。
- 2) 図1は、前掲報告書P. 37の図1を訂正したものである。
- 3) 通婚圏とは、配偶者選択の可能な範囲あるいは比較的頻繁に行なわれる範囲のことをいう。その範囲は、制度的な規制を欠く場合、地域、階層、職業、経済、宗教等々の社会的諸条件の介在により、自然発生的に形成される。鈴木幸壽他監修『新版社会学用語辞典』PP.198-199, 1985年, 学文社。
- 4) ここには、相手（夫）側が申し立てた「問題」は含まれていない。典拠資料はA母子寮のケース記録である。

主要参考文献

- 1) 藤崎宏子「母子寮入寮世帯の家族解体一再組織化過程——方法論的検討」『家族研究年報』第5号, PP.35-49, 1979年（望月嵩・目黒依子・石原邦雄編『リ-

ディングス日本の社会学4, 現代家族』PP. 249-265, 1987年, 東京大学出版会, に再録)

- 2) 山崎美貴子「単親世帯概念の検討——世帯の形成過程の考察を中心に」『社会福祉学』第26-1号, PP. 23-61, 1985年9月。
- 3) 東京都社会福祉協議会母子福祉部会調査特別委員会『家族, 家庭機能の変化に対応するための母子寮機能に関する研究——母子寮機能の再点検と具体的処遇方法の検討』1985年。
- 4) 横浜市母子寮機能調査研究会『母子寮機能調査報告書』1985年。
- 5) 大友信勝「母子世帯調査報告——被保護母子世帯調査を中心にして」『生活問題研究』創刊号, PP. 37-120, 1985年11月。

<付記>

本稿執筆にあたり、長畦すめる、山崎美貴子両先生から貴重なご助言をいただきました。感謝とともに記します。

Summary of the Workes of Project-teem for "Studies on fundamental Concepts of Motherhood and Fatherhood abalable for present japanese MCH Activities"

Kanoh MIYAZAKI

This second study-year, I and my colleagues tried to prepare to provide foundations of conclusion expected next study-year, by disclosing historical and also present situations of japanese fathers and mothers among a family and families.

Ryuko Kubo, et al report the shift of balance having been occurred among father-mother couples, originally mother-predominant, then in the long course, from ancient to Kamakura era, father-predominant, influenced by the introduction of Buddhism and Confucianism.

Akira Takano, et al report the results of questionnaires performed at one rural and two urban health centers to nursing mothers about "The Breast Feeding and its Ffect to senses of Motherhood". Rate of breast feeding is not so high as presently reported, and there presents disturbing factor to establish breast feeding at newborn nurseries.

Sachiko Saito et al report the results of questionnaires performed to students, at three women's junior colleges and one nurses training school "About bringingup Effect of Family-dinamics to the Senses of Motherhood of female highteen menber". Result is that, todays highteen generation, as a rule seemed to be reared in good familial envioronment to bring up good senses of motherhood.

In MCH extraordinary conditions also to be considered. Yasuhiro Kawanishi's paper "On the stabilization of marital status of the mothers living in the home for mothers and children —— An analysis of the relationship between the change of marital status of the mothers formarly living in the home for mothers and children and their processes of becoming the fatherless families" will be of use.

Mari Ogi's "On Perinatal Positive Parenting Program" seems to introduce one objective to Japanese MCH, where only recently fathers participations to childrearing begin to be encouraged.